

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

- 都市計画の変更……………一
- ……（都市整備局都市づくり政策部緑地景觀課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………一
- ……（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（三件）……………三
- ……（同）…三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………六
- ……（同）…六
- 保安林の指定予定（四件）……………八
- ……（産業労働局農林水産部森林課）…八
- 警察署協議会委員の委嘱……………九
- 東京都知事表彰……………一〇
- ……（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）…一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………二
- ……（産業労働局商工部地域産業振興課）…二
- 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター平成二十七年財務諸表に関する公告……………

（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）…三

## 告示

### ●東京都告示第二千三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年十二月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画公園

園

第九・六・五 追加する部分

号砦公園 世田谷区大蔵三丁目地内

削除する部分

世田谷区大蔵三丁目地内

二 関係図書縦覧

場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側）

### ●東京都告示第二千四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月十九日

東京都知事 小池 百合子

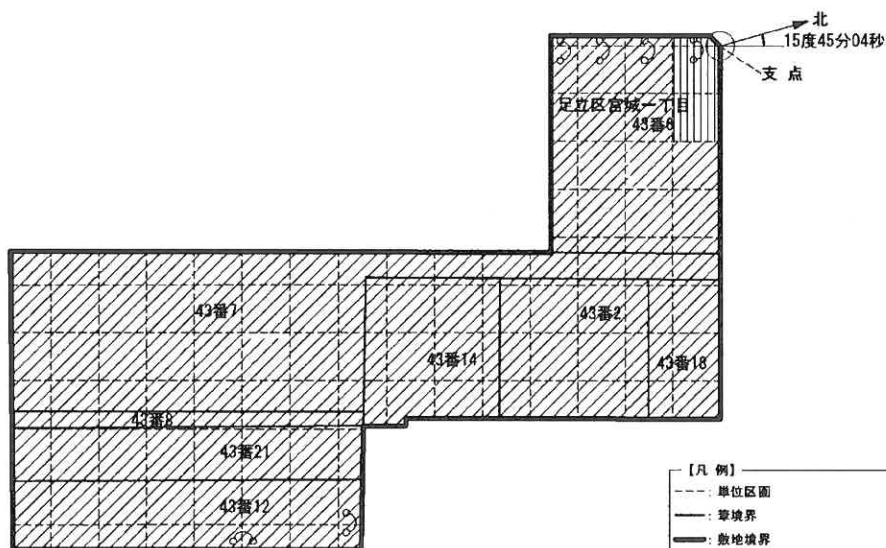
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区宮城一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第九号に該当する。（足立区宮城一丁目四十三番六の一部）

別図



【格子の回転角度(15度45分04秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】  
 支点は、足立区宮城一丁目43番6の最北端とする。

◎東京都告示第二千五百号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区三田一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物